

2023年7月5日 全10頁

ESRS (欧州サステナビリティ報告基準) 案の概要

2028 年以降に日本企業が域外適用を受ける場合も

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2023 年 6 月 9 日、EU におけるサステナビリティ情報の開示基準である ESRS (European Sustainability Reporting Standards) の案が公表された (コメント募集は 7 月 7 日まで)。
- ESRS 案は大きく分けて、横断的基準、環境、社会、ガバナンスの四つから構成され、それぞれについて細かく基準が設定されている。一つの大きな特徴として、サステナビリティが企業に与える影響のみを考慮する(シングルマテリアリティ)のではなく、それに加えて自社が環境や社会のサステナビリティに与える影響も考慮する(ダブルマテリアリティ)ことが挙げられる。
- EU における新たなサステナビリティ情報の開示要求は、2028 年以降、一定の日本企業に対して域外適用される場合も想定される。また、将来的にはわが国の有価証券報告書に EU の開示を参考とした開示要求が導入されることも予想され得る。域外適用を受ける企業はもちろん、それ以外の企業も EU のサステナビリティ情報の開示動向を注視することが重要と考えられる。

1. EU におけるサステナビリティ情報開示に関する経緯

世界的に企業によるサステナビリティ情報開示を促す動きが進んでいる。2023 年 6 月には ISSB (国際サステナビリティ基準審議会)が、国際的なサステナビリティ情報開示のベースラインとなる基準として、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項(IFRS S1)」と「気候関連開示 (IFRS S2)」を公表している 1 。わが国でも、2023 年 1 月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」(開示府令)が改正され、有価証券報告書でサステナビリティ情報の開示が新たに求められている 2 。

サステナビリティ情報の開示は EU において、より先行的に進められている。EU では従来、NFRD (Non-Financial Reporting Directive: 非財務情報開示指令) によって、従業員が 500 人 超の上場会社 (貸借対照表の合計額 2 千万ユーロ超、売上高 4 千万ユーロ超のうち、いずれかを満たす企業) などに対して、下記の情報を開示することが求められていた。

ESG(少なくとも環境保護、社会的責任、従業員待遇、人権尊重、腐敗防止と贈収賄防止、取締役会の多様性等の事項を含む)に関連する(a)~(e)の項目

- (a) 企業のビジネスモデルの概要
- (b) ESG に関する企業の方針(デューデリジェンスプロセスを含む)
- (c) 上記の方針の成果
- (d) 企業における ESG に関連するリスク (当該リスクのマネジメント方法等を含む)
- (e) 特定のビジネスに関連する非財務 KPI

EU は企業のサステナビリティ情報開示をさらに強化すべく、2023 年 1 月に CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive:企業サステナビリティ報告指令) を発効した。CSRD では NFRD と比較して、よりも広範囲の企業に、より詳細な情報の開示が求められ、第三者保証も必要とされている (次ページ図表 1)。

CSRD に基づいて、企業は自社の事業がサステナビリティに及ぼす影響を理解するために必要な情報、およびサステナビリティが自社の発展、業績、立場にどのような影響を与えるかを理解するために必要な情報を開示しなければならない。 ISSB の基準やわが国の開示府令との大きな違いは、サステナビリティリスクが企業に与える影響のみを考慮する(シングルマテリアリティ)のではなく、それに加えて自社がサステナビリティに与える影響も考慮する(ダブルマテリアリティ)ことである。「3. 日本企業への影響」で後述する通り、CSRD は EU 域外の企業に適用される場合もある。適用を受ける日本企業はダブルマテリアリティの考え方に沿った開示を進めていく必要があり、影響は大きいだろう。

² 開示府令について、詳しくは、<u>拙稿「開示府令の改正が公布・施行」(2023年2月7日、大和総研レポー</u>ト)を参照。



 $^{^1}$ ISSB の IFRS S1、IFRS S2 について、詳しくは、 $\underline{$ 拙稿「ISSB の基準 (IFRS S1、IFRS S2) が確定」(2023 年 7 月 4 日、大和総研レポート)を参照。

CSRD で求められるサステナビリティ情報を企業が開示する上では、具体的な開示事項を定めた ESRS (European Sustainability Reporting Standards: 欧州サステナビリティ報告基準) に沿う必要がある。本稿では ESRS について、具体的にどのような開示が求められているのか、次章以降で解説する。

図表1 CSRD の概要

対象企業		上場会社(零細企業を除く)または大企業(従業員250人超、貸借対照表の合計
	7777	額2千万ユーロ超、売上高4千万ユーロ超のうち、二つ以上を満たす企業)など
		サステナビリティリスクに対する企業のビジネスモデルと戦略のレジリエンス
		サステナビリティに関する事業の機会
		ビジネスモデルと戦略が下記を両立することを確実にするための、行動計画や
	ビジネスモデル	財務・投資計画を含む事業計画
	と戦略	・パリ協定での1.5℃目標や2050年までのカーボンニュートラル目標など
	△井太岬☆	・持続可能な経済への移行
		企業のビジネスモデルと戦略において、ステークホルダーの利益とサステナビリ
		ティに対する企業の影響がどのように考慮されているか
		サステナビリティに関して企業の戦略がどのように実施されているか
		企業が設定したサステナビリティ関連の期限付き目標(温室効果ガス排出量の
		目標を設定することが適切な企業については、少なくとも2030年と2050年の温
	口柵	室効果ガス排出量絶対値の削減目標を含む)
	目標	上記目標の達成に向けた企業の進捗状況
		(環境に関連する企業の目標が)決定的な科学的証拠に基づいているかどうか
		の説明
開		サステナビリティに関するガバナンス機関の役割
示	ガバナンス	上記役割の遂行に関連する専門知識とスキル
項		ガバナンス機関が専門知識とスキルにアクセスできることの説明
目	方針	サステナビリティに関する企業の方針
	/> L> = .=`	ガバナンス機関のメンバーに提供される、サステナビリティに関するインセンティ
	インセンティブ	ブスキームの存在に関する情報
		サステナビリティに関して企業が実施するデューデリジェンスプロセス(デューデ
		リジェンスプロセスの実施に関するEUの要件に該当する場合、それに沿ったも
		(D)
		自社の事業、製品、サービス、取引関係、サプライチェーンを含む、バリュー
		チェーンに関連する実質的・潜在的な悪影響
	影響への対処	影響を特定・モニタリングするためにとられた措置
		デューデリジェンスプロセスを実施する企業に関する他のEUの要件に従って、企
		業が特定する必要があるその他の悪影響
		実質的・潜在的な悪影響を防止、軽減、修復、終結させるために企業が講じた
		措置、およびそのような措置の結果
	リスク	サステナビリティに関する主要なリスクの説明(サステナビリティ事項への企業
		の主な依存関係、および企業がそれらのリスクをどのように管理するかを含む)
	 指標	上記の各事項に関連する指標
	第三者保証	監査人などによるサステナビリティ情報についての限定的保証が必要
	7	

- (注 1) 開示情報を特定するために実施したプロセスも記載する必要がある。また、該当する場合、開示情報にはバリューチェーンに関する情報を含む(経過措置あり)。
- (注2) 上記のほか、ガバナンス機関に関連するダイバーシティの方針の説明も求められる。
- (注3) 中小企業は開示項目について軽減措置を受けることができる。
- (出所) Corporate Sustainability Reporting Directive より大和総研作成



2. ESRS (欧州サステナビリティ報告基準) 案が公表

2023 年 6 月 9 日、ESRS 案が公表された³ (コメント募集は 7 月 7 日まで)。コメント募集を経て、ESRS の最終版が公表され、これに基づいたサステナビリティ情報の開示が今後行われることが想定されている。

ESRS 案の構成は図表 2 の通りである。大きく分けて、横断的基準、環境、社会、ガバナンスの四つからなり、それぞれについて細かく基準が設定されている。なお、今回の ESRS 案はあくまでも第一弾であり、今後、セクター別基準や中小企業向け基準の作成が見込まれている。

図表 2 ESRS の構成

横断的基準	ESRS 1 全般的要件	ESRS 2 全般的開示		-	
環境	ESRS E1 気候変動	ESRS E2 汚染	ESRS E3 水と海洋資源	ESRS E4 生物多様性と 生態系	ESRS E5 資源利用と サーキュラー エコノミー
社会	ESRS S1 自社の労働者	ESRS S2 バリューチェーン の労働者	ESRS S3 影響を受ける コミュニティ	ESRS S4 消費者とエン ドユーザー	-
ガバナンス	ESRS G1 事業活動		_		

(出所) 欧州委員会 ESRS 案より大和総研作成

(1) 横断的基準

①ESRS 1:全般的要件

横断的基準は、企業がサステナビリティ情報を開示する上でのベースラインとなる考え方や、環境、社会、ガバナンスといった分野にかかわらず全ての事業に適用される開示項目を定めたものである。このうち、ESRS 1(全般的要件)は ESRS 全体の構成や基本となるコンセプト、情報開示に当たっての全般的要件を示すものである。ESRS 1のうち、特筆すべきと考えられるものは図表 3の通りである。開示の構成や重要性評価からわかるように、やはりダブルマテリアリティの考え方に基づいていることが注目点だろう。

³ 欧州委員会 https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13765-
European-sustainability-reporting-standards-first-set_en



図表3 ESRS 1の概要

	>	ESRS 2 や各分野の開示項目は「ガバナンス」、「戦略」、「影響、リスク、機
		会の管理」、「指標と目標」 で構成される
開示の構成	>	「影響」とは企業の事業に関連するサステナビリティに係るプラス・マイナ
		スの影響を指し、 「リスク、機会」 とは企業のサステナビリティに関連する
		財務リスクと機会を指す
	~	企業は ダブルマテリアリティ の原則に基づいてサステナビリティ情報を開
		示する
	>	重要性を評価する上で考慮するステークホルダーには、 企業やそのバリュ
		ーチェーンから 影響を受け得る者 と、投資家などを含む サステナビリティ
		報告の利用者 の 2 種類がある
重要性評価	>	企業は重要性評価を行い、開示すべき影響、リスク、機会を特定する
	>	重要性評価の結果、 重要でないと判断した情報は開示を省略する ことがで
		きる。ただし、ESRS 2で求められる開示事項については重要性評価にかか
		わらず開示をする
	>	ダブルマテリアリティには、 「影響の重要性」 と 「財務上の重要性」 の二つ
		の側面がある
影響の	>	短期、中期、長期にわたって、 事業が人や環境に与える重大な影響に関係
影響の 重要性	>	する場合、その情報は重要性があると考えられる
影響の 重要性	>	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される
•••		する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家など
•••	>	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家など の投資判断を含む)に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要
重要性	A A	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家など の投資判断を含む)に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要 性があると考えられる
重要性	>	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家など の投資判断を含む)に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要 性があると考えられる また、事業に対する重大な財務的影響(事業の発展、財務状況、財務実績、
重要性	A A	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家など の投資判断を含む)に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要 性があると考えられる また、事業に対する重大な財務的影響(事業の発展、財務状況、財務実績、 キャッシュフロー、資金調達などへの影響)を引き起こし得ることが合理
重要性	A A A	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家など の投資判断を含む)に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要 性があると考えられる また、事業に対する重大な財務的影響(事業の発展、財務状況、財務実績、 キャッシュフロー、資金調達などへの影響)を引き起こし得ることが合理 的に予想される場合、重要性があると考えられる
重要性	A A	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家など の投資判断を含む)に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要 性があると考えられる また、事業に対する重大な財務的影響(事業の発展、財務状況、財務実績、 キャッシュフロー、資金調達などへの影響)を引き起こし得ることが合理 的に予想される場合、重要性があると考えられる リスク、機会の重要性は、可能性と財務上の影響の潜在的な規模が考慮さ
重要性	A A A A	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家など の投資判断を含む)に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要 性があると考えられる また、事業に対する重大な財務的影響(事業の発展、財務状況、財務実績、 キャッシュフロー、資金調達などへの影響)を引き起こし得ることが合理 的に予想される場合、重要性があると考えられる リスク、機会の重要性は、可能性と財務上の影響の潜在的な規模が考慮される
重要性	A A A	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家などの投資判断を含む)に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要性があると考えられる また、事業に対する重大な財務的影響(事業の発展、財務状況、財務実績、キャッシュフロー、資金調達などへの影響)を引き起こし得ることが合理的に予想される場合、重要性があると考えられる リスク、機会の重要性は、可能性と財務上の影響の潜在的な規模が考慮される サステナビリティ情報の開示の際には、バリューチェーン内の全ての関係
財務上の重要性	A A A A	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家などの投資判断を含む)に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要性があると考えられる また、事業に対する重大な財務的影響(事業の発展、財務状況、財務実績、キャッシュフロー、資金調達などへの影響)を引き起こし得ることが合理的に予想される場合、重要性があると考えられる リスク、機会の重要性は、可能性と財務上の影響の潜在的な規模が考慮される サステナビリティ情報の開示の際には、バリューチェーン内の全ての関係者に関する情報が求められているわけではなく、重要性があるバリューチ
重要性 財務上の 重要性 バリュー チェーン	A A A A	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家などの投資判断を含む)に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要性があると考えられる また、事業に対する重大な財務的影響(事業の発展、財務状況、財務実績、キャッシュフロー、資金調達などへの影響)を引き起こし得ることが合理的に予想される場合、重要性があると考えられる リスク、機会の重要性は、可能性と財務上の影響の潜在的な規模が考慮される サステナビリティ情報の開示の際には、バリューチェーン内の全ての関係者に関する情報が求められているわけではなく、重要性があるバリューチェーンに関する情報が求められる(3年間の経過措置あり)
財務上の重要性	A A A A	する場合、その情報は重要性があると考えられる 影響の重要性は、影響の可能性や規模、範囲などが考慮される 情報が企業のサステナビリティ報告に基づいて行う意思決定(投資家などの投資判断を含む)に影響を与えることが合理的に予想される場合、重要性があると考えられる また、事業に対する重大な財務的影響(事業の発展、財務状況、財務実績、キャッシュフロー、資金調達などへの影響)を引き起こし得ることが合理的に予想される場合、重要性があると考えられる リスク、機会の重要性は、可能性と財務上の影響の潜在的な規模が考慮される サステナビリティ情報の開示の際には、バリューチェーン内の全ての関係者に関する情報が求められているわけではなく、重要性があるバリューチ

(注)上記は ESRS 1 の全てを網羅したものではない。会計基準と同様に、情報の質的特性が定められているなど、ほかにも重要な点が見受けられる。

(出所) 欧州委員会 ESRS 案より大和総研作成

②ESRS 2:全般的開示

ESRS 2では、企業がサステナビリティ情報を開示する上で、分野にかかわらず、全ての事業やサステナビリティのテーマ全体に横断的に適用される開示項目が定められている(次ページ図表 4)。開示の基礎となる情報に加え、「ガバナンス」、「戦略」、「影響、リスク、機会の管理」、「指標と目標」のそれぞれについて詳細な開示が求められている。企業はこの ESRS 2を基礎にサステナビリティ情報の開示を行い、気候変動などの個別テーマについては(2)で後述するテーマ別の基準に基づいて開示を行う。



図表 4 ESRS 2の概要

	全般的 基礎	・報告が連結か単体か、連結の範囲・パリューチェーンのカバー範囲
基礎	特定の	・機密情報の開示を省略したかなど・情報の不確実性に関する説明
	状況に	・前期からの情報の変更や誤りに関する説明
		・参照情報による開示の説明など
	יגוווט ל ואו	・ガバナンス機関の構成、ダイバーシティ情報
	ガバナンス 機関の 役割	・重要な影響、リスク、機会を管理するプロセスを監督する際のガバナンス機関の役割と責任(経営者の役割を含む) ・ガバナンス機関のサステナビリティに関する専門知識、スキル(またはそれらへのアクセス)
ガ バ ナ	ガバナンス 機関に提供 される情報	・ガバナンス機関が情報を受け取る頻度等 ・企業の戦略、主要な取引に関する意思決定、リスク管理方針を監督する際に、ガバナンス機関が影響、リスク、機会をどのように考慮しているか ・ガバナンス機関が対処した重要な影響、リスク、機会のリスト
ン		・ガバナンス機関のメンバーのサステナビリティに関するインセンティブ制度の主な特徴
ス	インセンティ ブ制度	- パハナンス(機関のメンバーのサスナナビリティ目標、影響に照らして評価されているか - サステナビリティ指標が報酬方針に組み込まれているか、その割合 など
	デューデリ ジェンス	・デューデリジェンスプロセスに関するサステナビリティ報告で提供される情報のマッピング
	リスク管理と内部統制	・サステナビリティ報告に関連するリスク管理および内部統制のプロセス等・リスク評価アプローチ など
	戦略、	
	ビジネス モデル、	・基礎的情報(主な市場、地域別従業員数等)
		・インプットの説明、バリューチェーンにおける企業のポジション
	バリュー チェーン	・サステナビリティに関連する、または影響を与える企業の戦略の要素など
	ステーク	・主要なステークホルダー
戦略		·ステークホルダーとの対話 など
124.1	重要な影	77, 77, 237, 3H O.C
	響、リスク、	~ ~ . B/80 /
	機会と戦略、ビジネ	・重要な影響、リスク、機会と、企業による対応
		・重要なリスクと機会がビジネスモデル、戦略、財務などに与える影響
	スモデルの 関係	・レジリエンスに関する説明 など
	기시 (조)	・プロセスに適用される方法論と仮定の説明
D 4 487	プロセス	・デューデリジェンスプロセスに基づく影響の特定、評価のプロセス
影響、		・財務上の影響があるリスク、機会の特定、評価のプロセス
リスク、		・事業全体のリスク管理プロセスにどの程度、どのように統合されるか など
機会の	ESRSの	・重要性評価の結果に基づいてサステナビリティ報告を作成する際に遵守された開示要件
管理	開示要件	のリスト
	方針	・重要なサステナビリティ事項に関して実施している方針がある場合、その内容、範囲等
指標と	指標	・サステナビリティに関する指標を開示する場合、その方法論と重要な仮定、第三者検証の 有無等
目標	目標	・サステナビリティに関する目標を開示する場合、その範囲、期間、基準年、進捗等

(注)上記はESRS 2の全ての開示項目を網羅しているわけではない。各項目について、さらに細かい開示項目が設定されているものもある。

(出所) 欧州委員会 ESRS 案より大和総研作成



(2)環境、社会、ガバナンス

①環境

ESRS 案では、環境に関するテーマ別の基準として、「ESRS E1:気候変動」、「ESRS E2:汚染」、「ESRS E3:水と海洋資源」、「ESRS E4:生物多様性と生態系」、「ESRS E5:資源利用とサーキュラーエコノミー」の五つが設けられている。それぞれにおいて、個別に開示項目が設定されている(図表 5)。

図表 5 ESRS E1~E5の概要

		ESRS E1 気候変動	ESRS E2 汚染	ESRS E3 水と海洋資源	ESRS E4 生物多様性と 生態系	ESRS E5 資源利用と サーキュラー エコノミー
ガバナンス		・気候関連の考 慮事項の報酬へ の織り込み		-	-	
	移行計画に関する説明	0	-		0	-
戦略	重要な影響、リスク、 機会、それらと戦略、 ビジネスモデルとの 相互作用	0	-		(ESRS 2を 参照可能)	-
影響、	影響、リスク、機会を 特定、評価するプロセス	0	0	0	0	0
リスク、 機会の	重要な影響、リスク、 機会に対処する方針	0	0	0	0	0
管理	行動とその実施に 割り当てられたリソース	0	0	0	0	0
	設定した目標	〇 (GHG排出量 削減目標の 設定を含む)	0	0	0	0
指標と 目標	指標	 ・エネルギー消費量 ・GHG排出量(スコープ1,2,3) ・カーボンクレジット ・ICP(内部炭素価格) 	・大気、水、土壌に排出される汚染物質、マイクロプラスチックの排出量・懸念物質、高懸念物質の排出量	・水の消費量	・保護地域等の 内部が悪影響を えてい面積 ・土利用の変来 ・土利用の外 ・種の外態、 ・態系の状態	・リソースの 流入(レアアース を含む原材料、 水など) ・リソースの 流出(製品の耐 久性やリサイク ル性、廃棄物の 量など)
	予想される 財務上の影響	0	0	0	0	0

⁽注 1) 上記は ESRS E1~E5 の全ての開示項目を網羅しているわけではない。各項目について、さらに細かい開示項目が設定されているものもある。

各テーマ別の基準では、基準ごとの相互作用も考慮されている。例えば「ESRS E1:気候変動」について、一定の物質(NOX、SOX など)の大気排出は気候変動に関連するが、「ESRS E2:汚染」の対象でもある。また、気候変動の緩和と適応は、「ESRS E3:水と海洋資源」、「ESRS E4:生物多様性と生態系」で取り上げられるテーマと密接に関係している。さらに、気候変動に係る経済の移行によって生じる人々への影響は、ESRS S1~S4の社会に関するテーマでカバーされる。



⁽注 2) ESRS E4 の「土地、淡水、海洋利用の変化」、「侵略的外来種」、「種の状態、生態系の状態」については、企業がこれらに寄与している、影響を与えている場合に、関連する指標を開示する。

⁽出所) 欧州委員会 ESRS 案より大和総研作成

②社会

社会に関するテーマ別基準は、「ESRS S1:自社の労働者」、「ESRS S2:バリューチェーンの労働者」、「ESRS S3:影響を受けるコミュニティ」、「ESRS S4:消費者とエンドユーザー」の四つで、開示項目は図表 6 の通りである。

図表 6 ESRS S1~S4の概要

		ESRS S1 自社の労働者	ESRS S2 バリューチェーン の労働者	ESRS S3 影響を受ける コミュニティ	ESRS S4 消費者と エンドユーザー
ガバナンス			_		
	ステークホルダー	0	0	0	0
戦略	重要な影響、リスク、 機会、それらと戦略、 ビジネスモデルとの 相互作用	0	0	0	0
	重要な影響、リスク、 機会に対処する方針	0	0	0	0
日と紀爪	対話のプロセス	0	0	0	0
影響、リスク、機会の	悪影響の是正のための プロセス、懸念・ニーズを 伝えるためのチャネル	0	0	0	0
管理	重要な影響、リスク、 機会に関する取り組みと その有効性	0	0	0	0
	設定した目標	0	0	0	0
指標を目標	指標	・税等な男子など、男子など、男子など、男子など、男子など、男子など、男子など、男子など		_	

⁽注)上記はESRS S1~S4の全ての開示項目を網羅しているわけではない。各項目について、さらに細かい開示項目が設定されているものもある。



⁽出所) 欧州委員会 ESRS 案より大和総研作成

③ガバナンス

ガバナンスに関しては、「ESRS G1:事業活動」のみが基準として設けられている(図表7)。 ここでいう事業活動(または事業活動に関する事項)とは、以下の通りである。

- 汚職防止、贈収賄防止、内部告発者の保護、動物福祉を含む企業倫理と企業文化
- ▶ 特に中小企業への支払い遅延に関する支払い慣行を含む、サプライヤーとの関係の管理
- ロビー活動を含む、政治的影響力の行使に関連する企業の活動、コミットメント

図表7 ESRS G1の概要

		ESRS G1 事業活動		
ガバナンス ガバナンス機関の 役割		・事業活動に関連するガバナンス機関の役割、専門知識		
	戦略	-		
	特定・評価 プロセス	・場所、活動、セクター、取引の構造など、プロセスで使用される全ての関連基準		
	事業活動方針と 企業文化	・企業文化をどのように確立、発展、促進、評価するか・違法行為などについて特定、報告、調査するためのメカニズム・内部告発者をどのように保護するか など		
影響、リスク、 機会の管理	サプライヤーとの 関係の管理	・特に中小企業に対する支払い遅延を防止するための方針 ・リスクや影響を考慮した、サプライヤーとの関係に対するアプロー チ ・サプライヤーの選択における社会的、環境的基準の考慮		
	汚職、贈収賄に対処する手続	・調査員、調査委員会が、問題に関与する一連の経営陣から分離されているか ・結果を報告するプロセス ・汚職防止、贈収賄防止の研修プログラムなど		
	汚職、贈収賄	・汚職防止法、贈収賄防止法違反による有罪判決の数と罰金の額 ・汚職防止および贈収賄防止の手続、基準の違反に対処するため に講じられた措置 など		
指標と目標	政治的影響力、 ロビー活動	・活動の監督を担当するガバナンス機関の代表者 ・政治献金に関する情報(額等) ・ロビー活動の主なテーマと企業の立場 など		
	支払い慣行	・契約上または法定の支払い期間の計算開始日から請求書に対する支払いまでにかかる平均時間・サプライヤーの主要カテゴリごとの標準的な支払い条件の日数・支払い遅延に関して現在未処理の訴訟手続の数		

(注)上記は ESRS G1 の全ての開示項目を網羅しているわけではない。各項目について、さらに細かい開示項目が設定されているものもある。

(出所) 欧州委員会 ESRS 案より大和総研作成

ここまで、ESRS 案で開示が要求されている項目を紹介したが、一定の項目については経過措置が設けられている。例えば、従業員数が750名以下の企業は、適用初年度はGHG総排出量、スコープ3排出量、ESRS S1の各項目の開示を省略することができるほか、適用後2年間はESRS E4、ESRS S2~S4の各項目の開示を省略できる。また、従業員数にかかわらず、企業はESRS E1~E5における、予想される財務上の影響についても適用初年度は開示を省略でき、適用後3年間は定性的情報のみの開示が認められる。



3. わが国の企業への影響

(1) 適用対象と適用時期

今回の ESRS 案に基づく開示を求める CSRD は、早ければ 2024 年 1 月 1 日以降に開始する会計 年度から適用される (図表 8)。日本企業も図表 8 の④のように、EU 域内での売上高が大きい場合などには、域外適用を受けることとなる。この場合、本稿で解説した ESRS 案のように、テーマごとに非常に細かい開示が求められ得る。適用時期は 2028 年以降に開始する会計年度と先の話ではあるが、域外適用を受けることが予想される企業は早期に対応を進めていくことが必要になると考えられる。

図表 8 CSRD の適用対象と適用時期

	企業の種類	適用時期
1	NFRD対象企業	2024年以降に開始する会計年度
2	①を除く大企業	2025年以降に開始する会計年度
3	①、②を除く上場会社など (零細企業を除く)	2026年以降に開始する会計年度
4	EU域外企業で、EU域内での売上高が 2年連続で1億5,000万ユーロ超であり、 下記の条件を満たす (i) EU域内子会社が上場会社または 大会社 (ii) EU域内の支店によるEU域内での 売上高が4,000万ユーロ超	2028年以降に開始する会計年度

(出所) Corporate Sustainability Reporting Directive より大和総研作成

(2) ISSB との関係

先述の通り、ISSB と CSRD の基準の大きな違いとして、シングルマテリアリティかダブルマテリアリティかという点が挙げられる。ISSB の基準は現時点ではシングルマテリアリティの考え方に基づいているが、将来的にはダブルマテリアリティの考え方を取り込むことも想定される。その際には、先行してダブルマテリアリティでの開示を求める CSRD の内容やそれに基づく開示が参考にされることも予想される。

ISSB の基準は国際的なサステナビリティ情報の開示に関するベースラインとして策定される。 わが国においても SSBJ(サステナビリティ基準委員会)が 2022 年 7 月に設立され、ISSB の基準を踏まえ、日本版のサステナビリティ情報開示基準の策定を進めている。この日本版の基準に基づく開示を将来的には有価証券報告書に取り組んでいくことが想定されている。仮に ISSB がダブルマテリアリティでの開示を求めるようになれば、わが国でも将来的には同様の開示が求められるだろう。その際には先述の通り、CSRD が参考にされ得る。そうした事態に備え、CSRD の対象ではない企業においても、CSRD に関する動向を注視しておくことが重要と考えられる。

